

国土審議会第14回豪雪地帯対策分科会

令和4年1月14日（金）

【呉地方振興課長】 それでは、定刻になりましたので、ただいまから国土審議会第14回豪雪地帯対策分科会を開催いたします。

事務局を担当しております、国土政策局地方振興課長の呉でございます。議事に入りますまで進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

本日の会議は、新型コロナウイルス感染症への対応として、国土交通省内の会議室を拠点としたウェブ会議形式とさせていただいております。委員の皆様には、御協力をいただきまして、感謝を申し上げます。

まず、本日の会議でございますが、国土審議会豪雪地帯対策分科会の委員及び特別委員、総数18名のうち、少し遅れて参加される委員もいらっしゃいますが、定足数である半数以上の御出席を既にいただいておりますことを御報告申し上げます。

会議冒頭につき、本日の会議の公開と本分科会に関する手続について、申し述べます。

分科会運営規則の規定によりまして、本会議の議事は公開とした上で、議事録については、委員の皆様にご確認いただいた後に、会議資料とともに国土交通省ホームページにおいて公開いたしますので、あらかじめ御了承くださいますようお願い申し上げます。

本分科会は、国土審議会令第2条の規定により、豪雪地帯対策特別措置法により属せられた事項を処理するものであり、本法第5条の規定により、豪雪地帯の産業の振興、生活文化水準の向上などの豪雪地帯に関する重要事項について調査審議し、関係行政機関の長に対し意見を申し出ることができます。今般、本法第14条及び第15条の特例措置が、本年度末で期限切れとなりますので、本日は、本分科会として、措置の継続の是非や今後の豪雪地帯対策上重要な事項などに関して御審議いただき、御意見を賜りたいと考えております。

続きまして、前回の会議以降、新たに御就任いただいた特別委員の方もいらっしゃいますことから、改めて、委員の皆様を御紹介いたします。今回は恐縮ですが、お名前だけの紹介とさせていただきます。

まず、分科会長の石田東生委員でございます。

木場弘子委員でございます。

衆議院から御推薦いただきました委員として、菊田真紀子特別委員でございます。

鈴木憲和特別委員でございます。

西田昭二特別委員でございます。

吉田豊史特別委員でございます。

参議院から御推薦いただいた委員として、佐藤信秋委員でございます。

武田良介特別委員でございます。

山田俊男特別委員でございます。

地方公共団体からの委員としまして、花角英世特別委員でございます。

山尾順紀特別委員でございます。

学識経験者の委員としまして、定池祐季特別委員でございます。

月舘敏栄特別委員でございます。

福原輝幸特別委員でございます。

南正昭特別委員でございます。

宮原育子特別委員でございます。

なお、斎藤洋明特別委員、板東知文特別委員は、御都合により御欠席との連絡をいただいております。

次に、国土交通省からの出席者です。

加藤政務官でございます。

青柳国土政策局長でございます。

吉田大臣官房審議官でございます。

黒川大臣官房審議官でございます。

笹原国土政策局総務課長でございます。

そのほか、豪雪地帯対策に取り組んでいる関係省庁・関係部局からも、ウェブ形式で出席をいただいておりますことを御報告いたします。

なお、一部の特別委員からは、途中で御退席される旨お申出がありましたので、あらかじめ御了承くださいますようお願い申し上げます。

議事に先立ちまして、加藤政務官より御挨拶申し上げます。

加藤政務官、よろしく願いいたします。

【加藤大臣政務官】 本日は、皆様お忙しい中、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。国土交通大臣政務官の加藤鮎子でございます。

我が国の国土の約5割を占める豪雪地帯におきましては、著しい積雪が産業活動や生活に与える影響を踏まえ、雪害の防除や地域振興の取組を重点的に進めることが必要です。昭和37年、議員立法により豪雪地帯対策特別措置法が制定されて以降、国におきましては、基本計画を策定し、関係省庁が連携しながら、関係施策を推進してきたところでございます。しかしながら、豪雪地帯では人口減少、高齢化が進行するとともに、短期間の集中的な大雪が増加するなど、雪の降り方も変化している中で、除排雪の担い手の減少、高齢化を中心とする雪下ろし等の除雪作業中の事故の増加、短期間の集中的な大雪の際の道路交通への影響など、依然として様々な課題が指摘されております。

御承知のとおり、昨年の雪には、雪害による大きな被害が発生しておりまして、対策は急務であると認識しておりますので、国土交通省といたしましても、しっかりと体制を整えてまいります。

本日は、今後の施策の進め方に関して、皆様の御意見をいただき、関係省庁との緊密な連携の下、引き続き総合的な豪雪地帯対策を進めてまいる所存ですので、闊達な御議論をいただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

【呉地方振興課長】 ありがとうございました。

なお、加藤政務官は公務の御都合で、これにて退席をさせていただきます。

これから議事を開始しますので、報道関係者の方々の以降のカメラ撮りにつきましては、御遠慮いただきますようお願いいたします。

それでは、議事に先立ちまして、資料の確認をさせていただきます。資料は1、2、3とございます。このほか、参考資料として関係法令集などをおつけしております。

ウェブで御出席の委員の皆様には、事前に事務局よりお送りしている資料を御参照いただけますか、または、本日は各説明事項に合わせて、資料を画面共有いたしますので、いずれかを御覧いただきながら御参加いただきたいと思います。

本日の会議は、ウェブ会議形式にて進行させていただきます。御来場いただいている委員の方々も、お席に設置をしておりますタブレットからウェブ会議に御入室いただく形で、審議に参加をしていただきます。タブレットの操作方法などについて、御不明な点や問題が発生した場合には、近くの事務局職員までお声がけをいただきたいと思います。

ウェブ会議の運営方法につきましては、基本的なルールを事前に資料とともにお送りをさせていただきます。円滑な進行のため、委員の皆様におかれましては、御発言される除いては音声の設定をオフ、つまりミュートとしていただきまして、御発言の

御希望がございましたら、「手を挙げるボタン」などにてお知らせいただきたいと存じます。石田分科会長の御指名に従って、音声をオンにして御発言いただきます。御発言が終わりましたら、音声をオフに戻して、「手を挙げるボタン」を再度押していただきますと、手を下ろしていただくことになります。

画像カメラにつきましては、原則はオンでお願いいたします。

また、発言の際には、お名前をおっしゃってから御発言ください。御面倒をおかけいたしますが、御協力をどうぞよろしくお願いいたします。

これ以降の議事の運営につきましては、石田分科会長にお願いしたいと思っております。

よろしくお願いいたします。

【石田分科会長】 石田でございます。分科会長を仰せつかっております。よろしくお願いいたします。

それでは、早速でございますけれども、本日の議事に入らせていただきます。

本日の議題は、豪雪地帯対策における施策の実施状況等でございます。

事務局から御説明をお願いいたします。

【呉地方振興課長】 それでは、資料を一括して御説明をいたします。また、ポイントを絞って御説明いたします。

まず、資料1に基づきまして、平成24年の前回の法改正からこの10年の間に、関係省庁で取り組んでまいりました様々な施策の実施状況全般を御説明します。

5ページをお開きください。初めに、豪雪地帯対策特別措置法の概要です。このうち、①を御覧ください。特例措置につきまして、今年3月末に期限を迎えることとなっております。

6ページをお開きください。平成24年3月の前回の法改正を受けまして、同年12月の基本計画の改定では、①除排雪体制の整備、②空き家に係る除排雪の管理、③雪冷熱エネルギーの活用、④集中的降雪時の道路交通の確保の4点が追加・変更されております。この4点の施策を中心に、実施状況を御説明します。

16ページまでお進みください。まず、除排雪体制の整備（雪処理の担い手の確保）についてです。説明に先立ちまして、前回の分科会での主な御意見を御紹介しますと、除雪作業中の死傷事故防止、安全確保に最優先で取り組むべき、そのためには地域での除雪体制をつくること、関係団体との連携を含めた担い手の確保、屋根の雪下ろしの際の命綱利用の普及などが重要で、予算も拡充することが必要であるなどの意見をいただいております。

す。

17ページを御覧ください。雪処理の担い手を確保・育成、また、安全対策を徹底するため、国土交通省では、各地の地域除排雪に関する取組を支援してきており、平成25年度からこれまで、全国の合計50団体を支援するとともに、そこで得られたノウハウの普及・展開を広く図ってまいりました。

18ページでは、令和2年度に支援した取組の幾つかを紹介しております。

また、次の19ページにありますように、ガイドブックや事例集を作るなどして情報提供に努めてきております。

地方公共団体でも独自の取組を実施しています。20ページの新潟県の取組をはじめ、21ページにかけて、道府県、市町村による支援状況を御紹介しております。

22ページです。これらの取組によりまして、共助除排雪体制が整備された市町村は、豪雪地帯で平成24年度の51%から令和2年度には68%、特別豪雪地帯では60%から76%に、着実に増加しております。しかし、次の23ページにありますように、共助除排雪体制を整備できている自治体、できていない自治体ともに半数以上の自治体が、今後さらなる体制の整備が必要と認識をされています。

次の24ページです。自治体へのアンケートによりまして、共助除排雪体制の整備の拡充に向けた問題点、課題としては、行政の人材・財政、ノウハウの不足、地域における除排雪を実施する人材、コーディネーターの不足などが上げられています。

28ページを御覧ください。安全対策の普及・啓発活動のうち、命綱の普及に向けた取組につきましては、右下のグラフのように、特別豪雪地帯でも30%ほどにとどまっています。今後、より広範に、また、効果的な情報発信と普及対策が課題となっております。

30ページを御覧ください。国土交通省では平成30年度より、除排雪体制の整備や安全対策の知識や経験を有する者を派遣する克雪体制づくりアドバイザー制度を創設し、克雪体制づくりの課題に直面している自治体や各地の団体の支援に取り組んできています。

除排雪体制の整備に関する説明は以上となりますが、この分野への新たな支援策につきましては、資料2で、後ほど改めて御説明をいたします。

続きまして、31ページから、空き家に係る除排雪等の管理の確保について説明いたします。前回の分科会では、危険な空き家の除却を進め、町並みをきれいにしつつ、空き家の除雪も必要でなくなるように取り組むべきとの御意見をいただいております。

32ページを御覧ください。空き家の除排雪への対応の考え方としましては、原則とし

では所有者自らが管理すべきものではあるが、市町村の指導等にもかかわらず行政による対応が必要となる場合には、下段に掲げました条例や法令など、関係諸制度で対応に取り組んでおります。

次に、主な取組について、順に御説明します。

33ページからは、市町村における空き家の除雪や除却の実施状況です。市町村では、空き家等適正管理条例を制定して、除雪等の取組を進めてきています。条例を制定している豪雪地帯の市町村は、半数を超える割合まで増加をしてくれております。

34ページを御覧ください。条例等に基づく、昨シーズンの令和3年冬におきます空き家の除雪は264件、また、除却は16件、実施をされている状況です。

36ページを御覧ください。空き家等管理適正条例に基づく、新潟県魚沼市の除雪、また、北海道旭川市の除却の事例を掲載しております。

次の37ページです。積雪による倒壊を防ぐための除雪の措置として、災害対策基本法、災害救助法の活用が可能となっております。

40ページを御覧ください。空家対策特別措置法が平成27年に施行されました。次の41ページの左側のグラフのように、空家法に基づく空家等対策計画の策定が、豪雪地帯の7割を超える市町村で進み、法に基づく除却等の措置件数の実績も、右上の表のとおり、上がってきています。

空き家に係る除排雪に関しましては以上です。

続きまして、43ページから、雪冷熱エネルギーの活用促進についてです。前回の会議におきましては、雪冷熱エネルギーについて、関連商品を見る機会が増えているという御意見と、まだごく少数の取組が行われているにすぎないという、両面からの意見がございました。今後に向けて、例えばスノーリゾート地において、雪冷熱エネルギーを活用して開発された地域産品を提供するような複合的な雪利用の機会など、一層の活用促進を図るべきであるという御意見をいただいております。

45ページを御覧ください。雪冷熱エネルギー利用施設の整備数は、左側のグラフですが、平成23年の131件に対して、令和2年度では188件に増加していますが、年に数件程度の増加となっています。活用に向けての課題としましては、一番下段にありますように、設備導入コストが依然として高いこと、地域における熱需要が少ないことなどが要因であり、今後、地域の特性を生かした利用の取組を進めていくことが重要であるとされております。

46 ページです。こうした中、これまで環境省などでは、雪氷熱等の再生可能エネルギーの導入に向けた検討や設備導入を支援してまいりました。

47 ページです。農林水産省では、雪冷熱エネルギー利用施設等の整備を支援しており、雪室貯蔵庫、貯雪槽、栽培施設などが整備をされています。

48 ページです。令和2年2月の倉庫業法施行規則等運用方針の改正を踏まえまして、新潟県におきまして、雪冷熱の活用を付加価値とした雪冷熱式倉庫の普及・活用促進を図っておられます。

49 ページです。自治体と民間の協力による取組としまして、北海道美唄市では、NEDOにおいて雪山貯蔵熱供給システムの開発実証を実施し、令和3年4月に新たに設立された民間企業が、雪山方式の冷熱を活用したデータセンター事業を開始して、稼働中でございます。

50 ページから51 ページにかけましては、そのほかの取組事例などを掲載しております。

雪冷熱エネルギー活用に関する説明は以上です。

続きまして、52 ページから、集中的降雪時の道路交通の確保についてです。前回の分科会では、車両滞留が発生した事実関係の早急な把握と従前の対策の検証、改善が必要であること、記録的な大雪となる判断がついた時点で、いち早く通行止めへかじを切ることが必要であること、交通確保への広域的な連携や、滞留した車両の救援の際の地域との連携体制の整備が必要であることなどの御意見をいただきました。

53 ページを御覧ください。令和3年3月に改定をされた大雪時の道路交通確保対策中間取りまとめを踏まえまして、大雪時の道路交通確保に対する考え方を転換し、人命を最優先に、幹線道路上の大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として対応していくことといたしました。

54 ページです。大規模な車両滞留の予兆を把握し、的確に対応するためのタイムラインについて、ちゅうちょない通行止め等の実効性を高めるための改定をしております。

55 ページです。大雪等を理由に、貨物運送の経路変更や中止等を行う場合、荷主所管省庁であります経済産業省や農林水産省とも連携し、荷主に対しての情報の周知や要請を実施しております。

56 ページです。道路情報板や道路看板に加え、この冬から、大雪時のテレビCMやSNS等による注意喚起を強化しております。

56 ページの後、59 ページまでお進みください。大規模な車両滞留が発生した場合の乗員保護を円滑に行えるよう、乗員保護支援計画の作成、支援を実施しております。

61 ページは、令和3年3月改定の間取りまとめの概要を参考におつけしております。

道路交通の確保に関する説明は以上です。

63 ページを御覧ください。ただいま御説明した4つの施策につきまして、10年間の成果と課題及び今後の方向性を簡潔にまとめています。下段の今後の方向性につきましては、除排雪の体制の整備に関しましては、今般創設した豪雪地帯安全確保緊急対策交付金により強力に推進していくこと、次の空き家の除排雪等の管理に関しましては、所有者による適切な管理を促してもなお生じる危険な空き家につきましては、各種法令や条例による対応、また、地域で工夫した対応事例を共有するなどにより取組を推進すること、雪冷熱エネルギー活用に関しましては、国による支援のほか、自治体や民間とともに、機運醸成、活用促進などの取組を推進すること、集中的降雪時の道路交通の確保に関しましては、本年3月に改定された間取りまとめを踏まえて、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避するためのソフト・ハード両面からの取組を推進することとしております。いずれの課題につきましても、今後もしっかりと取り組んでまいります。

この後の64 ページ以降は、ただいま御紹介した以外の事業の実施状況についてですが、本日は時間の関係で、説明を省略させていただきます。

続きまして、資料2で、豪雪地帯への支援の中でも、この3月末で期限を迎える豪雪法に基づく特別豪雪地帯における特例措置の状況や、近年、特に浮き彫りとなっております除排雪における安全確保や地域の担い手の確保、また、生活道路を含めた道路除雪の課題に対しまして、今後に向けての主な支援の取組などについて整理をしておりますので、御説明します。

まず、2、3 ページは、豪雪地帯を取り巻く状況の変化についてです。豪雪地帯では、人口減少・高齢化が全国よりも顕著に進行しています。3 ページ左側の赤の棒グラフは、毎年の雪害による死者数の推移で、この20年程度の間、年によりますけれども、100名を超えることも多く見られるようになり、大きな課題と認識をしております。昨シーズンも110名と、大変多くなっております。右側の青い棒グラフは、積寒協さんがまとめた全国の10年単位の雪害と風水害などの自然災害による死者数の推移で、雪害による死者数は、下の薄い青色の部分ですが、増加傾向にあるとともに、その上の濃い青色の部分

の風水害などの自然災害に比べましても、大きな増加となっております。

次の4ページからは、この3月で期限を迎える、特別豪雪地帯における特例措置の状況です。

4ページは、基幹的市町村道の道府県代行整備についてです。下段の（延長の必要性）の欄にありますとおり、これまで、冬期の交通が途絶する箇所への解消に大きな役割を果たしてきたところであり、現在、事業を実施している箇所も含め、今後も本制度を活用した事業の実績が見込まれ、関係地方公共団体からも延長措置の要望があることから、本制度の延長は必要だと考えているところでございます。

5ページは、長野県飯山市の道路拡幅整備の事例です。

6ページは、公立学校等の施設整備に関する国の負担割合の特例等についてです。これも下段にありますように、特別豪雪地帯におきましては、建物構造面や落雪事故防止などの安全面において特有の事情があるほか、積雪による通学・通勤の困難があるなど、条件が不利であり、これを緩和する大きな役割を果たしてきたところです。今後も事業実施の見込みがあり、やはり関係地方公共団体からも延長措置の要望があることから、引き続き財政的措置の必要性があると考えております。

7ページは、北海道浜頓別町の教職員住宅整備の事例です。

次の8ページからは、今後に向けた主な支援の取組についてです。

8ページは、今般の新たな取組について御説明します。左側の豪雪地帯安全確保緊急対策交付金についてです。これは、豪雪地帯で多発をする高齢者を中心とした除排雪時の死傷事故の防止に向けて、地域の取組を支援するために、平成3年度補正予算で新たに創設をいたしました。予算額は国費で、3年度補正予算で1.5億円、4年度当初予算案に7,500万円計上しています。支援の内容は、高齢化などがなお一層進展するなどの厳しい地域の状況の中でも、自立的で安全な除排雪などが可能となる地域を実現するための将来の構想や取組を、地域の事情に応じまして、地域ぐるみで検討していただくことが重要と考え、これを地域安全克雪方針の策定支援として、補助率10分の10で補助をいたします。

また、この方針策定に並行して試行的に行う取組、新たに行う活動、試行錯誤的な取組が多いと思いますけれども、これらにつきまして、補助率2分の1で補助をいたします。試行的な取組の例としましては、住民や有償ボランティアによる地域の除排雪の体制づくりをはじめ、安全講習会など体制を支える担い手の育成や克雪住宅や命綱固定アンカー設

置の普及活動、また、技術開発も支援対象とします。体制づくりの中で、要援護世帯への屋根雪下ろし支援や必要な装備・資機材の購入も対象に含めます。補助の対象主体は市町村など自治体です。

8ページ右側は、生活道路除雪への支援として、地方整備局に配備をする小型除雪車等の増強と地域への無償貸出し等による地方管理道路除雪への支援を行うものです。このための小型除雪車等を国が購入する経費として、3年度補正予算で20億円を措置しています。

次の9ページです。雪に強い居住環境の整備に向けて、克雪住宅等の整備を助成する自治体に対して、社会資本整備総合交付金等により支援を行うもので、支援の対象には、中ほどに表記しておりますが、除雪時の安全、落下事故防止のための命綱固定アンカー設置を含めまして、今後、制度の周知を一層強化して、普及拡大に取り組んでまいります。

次の10ページです。除排雪対策経費としての特別交付税の交付についてです。特別交付税では、道路除雪経費に加えまして、高齢者等の雪下ろしの支援として、雪下ろしが困難な世帯に対する支援に要する経費に対して措置がなされています。多雪であった令和2年度は、除排雪対策経費として680億円の特別交付税を交付しています。また、そのうち、令和2年12月から令和3年1月にかけての大雪等により多大な被害を受けた地方公共団体に対し、令和3年3月に交付すべき特別交付税の一部、369億円を繰り上げて交付する対策を講じております。

11ページからは、持続可能な道路除排雪への支援についてです。

11ページ、①として、雪寒道路交通確保5か年計画に基づき、右下の表のとおり、除雪等事業に係る費用の特例措置を継続しております。

12ページ、②です。地方管理道路の雪害対策、例えば消融雪施設や流雪溝の整備・更新などについては、5か年加速化対策も含め防災・安全交付金により財政支援を行っております。

13ページ、③です。12ページ、②の財政支援とは別に、大雪の年におきましては、国土交通省から自治体の道路除雪費に対して、除雪費補助や臨時特例措置などにより支援を実施しています。

また、下段の④の左側の図のように、衛星からの電波を利用したGPS技術による除雪機械の運転制御やオペレーターの操作支援の機能を備える高度化された除雪車の開発を推進しており、これはオペレーターの不足にも効果が期待をされているものです。また、右

図のようなカメラ画像を活用したAIによる交通障害の自動検知の導入を進め、立ち往生車両を早期に移動させる現地対応に結びつけております。

14ページは、災害救助法の適用についての説明です。豪雪により多数の者が危険な状態となる場合などにおいては、知事の判断により災害救助法を適用し、屋根雪の除雪を含めて、救助の実施が可能となっています。中段の表にありますように、昨シーズンの大雪に対しても適用の実績があるところです。

15ページは、雪を活用した交流人口の拡大や地域活性化に向けた取組の例として、国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業に取り組んでいます。

続いて16、17ページは、除排雪作業中の死傷事故を防止するための取組の推進として、まず16ページは、命綱固定アンカーの設置などの除排雪作業中の安全装備の普及についてです。命綱の一端を固定するための、屋根に設置をします命綱固定アンカーについては、新潟県の調査によれば、ヘルメット・命綱の装着状況は、左下の円グラフのように、約8割の方がまだ何もつけていないという状況です。右側の箱に御紹介しておりますが、国土交通省では、調査費を活用して、長野市を事例地区として、アンカーを設置したモデル住宅の整備や作業を担う救助員に対して講習会を開催することで、安全な作業の実施とアンカー設置に対する住民の理解を広げる支援を行い、このような事例の周知も図っているところですが、まだまだ普及が進んでいない部分もございますので、今後、命綱の利用やそのためのアンカー設置など、安全装備の普及の促進に取り組んでまいります。

最後の17ページは、克雪に係る技術の開発・普及についてです。除排雪作業の担い手の確保や作業者の安全確保の観点から、屋根雪をはじめとする除排雪作業を自動化・省力化する技術やサービスなどの開発・普及は重要な課題です。左側の円グラフのように、除排雪作業中の事故の半数強は転落事故となっております。右側には幾つかの事例を掲載しておりますが、住宅周りの除排雪技術の開発はまだまだ少ないというのが現状であると認識しております。今後は、克雪に係る技術の開発・普及の推進につつまして、交付金の活用を含めまして取り組んでまいります。

資料2の説明は以上でございます。

資料3は、一昨年12月に開催された前回の分科会の皆様方からの御意見を整理したものです。これにつつましては、本日は説明を省略させていただきます。

資料の説明は以上でございます。

【石田分科会長】 多方面、多数にわたる取組について簡潔に説明していただきまし

て、ありがとうございます。

これから意見交換に入ってまいりたいと思いますけれども、まずは、全国積雪寒冷地帯振興協議会の代表も務めておられます、新潟県知事の花角委員から御発言いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

【花角委員】 ありがとうございます。積寒協の会長を務めております、新潟県の花角でございます。

それでは、ちょっと盛りだくさんなんですが、6点ほど、私のほうからお話をさせていただきたいと思っております。6点いずれも、豪雪法の在り方といいますか、規定に関する点であります。

まず第1点目は、今ほど国土交通省から御説明いただきましたけれども、特例措置の期限延長であります。この特例措置はいずれも、事業が実際行われておりまして、実績があるということで、今後も活用が見込まれるということから、期限の10か年の延長が必要であると考えております。

次いで2点目ですが、これは豪雪法の理念規定を加えることについてであります。豪雪地帯においては、先ほど来、説明がございましたけれども、人口減少、そして高齢化が進み、さらに、近年では雪の降り方も変わってきているという中で、これからも暮らしを維持していけるのか、あるいは、地域が活力を保っていくことができるのだろうかと不安に思っている住民も大変多くおります。豪雪法は昭和37年に制定をされ、その後の改正において、個別の施策に関する配慮規定などが追加されてきましたけれども、骨格としては維持されておりまして、現状のままですと、国として今後、豪雪地帯をどのように支援していくのかといった大きな方向性ですとか、考え方が見えにくいと思っております。

昨年度改正されました、同じく地域振興立法の一つであります過疎法では、持続可能な地域社会の形成など、過疎対策の理念が新たに前文に定められるなど、旧過疎法より一歩踏み込んだ内容になったものと受け止めております。ぜひ、豪雪地帯に暮らす方々への力強いメッセージを発信するという点からも、また、整合性を持って豪雪地帯の支援をしていくためにも、豪雪法に、近年の豪雪地帯を取り巻く環境の変化を踏まえた克雪対策の充実や、あるいは産業の振興、地域の活性化なども含めた、いわゆる理念規定を新たに盛り込むことが必要ではないかというふうに考えています。

3点目ではありますが、交付金などに関する規定であります。全国の豪雪地帯は、繰り返すようになりますけれども、人口減少、高齢化によりまして除雪の担い手が確保できなくなる

など、地域での雪への対応が難しくなってきました。また、短期集中降雪といった雪の降り方の変化もあり、高齢者がやむなく雪下ろしを行うなどにより、除雪作業中の事故が多発しております。直近の10年間で700名を超える方が亡くなるなど、深刻な課題に直面しているというふうに考えています。

このような状況を踏まえまして、先ほど国土交通省から御説明がございましたけれども、令和3年度補正予算、そして令和4年度当初予算案において、豪雪地帯安全確保緊急対策交付金の創設などが措置されているところです。これは豪雪地帯にとって、大変大きな第一歩というふうに考えておりまして、感謝申し上げたいと思います。

担い手不足への対応をはじめ、地域における持続可能な除排雪体制の確保、維持に向けては、着実でかつ息の長い取組が必要であり、使い勝手のよい交付金という形で、十分な予算を安定的に確保していただくことが重要であると考えております。このため、予算措置を義務づけるような形で、豪雪法にしっかりと、交付金による措置を講ずる、このことを明記していただきたいというふうに考えております。

4点目ではありますが、これはアンカーの設置など安全装備の普及についてであります。雪を原因として亡くなる方の多くは高齢者でありまして、特に雪下ろし中の事故が多いことから、課題解決に向けた対応が急務であると思っております。実は新潟県では今年度から、屋根に命綱を固定するための金具であるアンカーの設置に関わる市町村への補助制度を設けましたところ、アンカー補助を行う市町村の数が、従前は2つの市しかなかったんですが、13市町村に大幅に増加するなど、市町村においてもアンカーの重要性が認識されてきております。

ところが一方で、県で今年度行った県民アンケートによりまして、アンカー自体を知らないと答えた方が3割以上もおいでになるなど、まだまだ普及に関して課題があると認識をしております。アンカーの設置は、屋根の雪下ろしに伴う転落事故を未然に防止する有効な手段であることから、国においても、普及に向けた取組を推進していただきたいと考えておりまして、豪雪法に、アンカーの設置をはじめとする安全装備の普及に関する配慮規定を追加していただきたい、それが必要であるというふうに考えています。

5点目ですが、これは克雪等に関わる技術の開発、普及に関する配慮規定であります。繰り返しになりますが、豪雪地帯では担い手不足が極めて深刻な状況であり、死傷事故防止に向けた安全対策に加えて、除雪作業の省力化なども進めていくことが必要であります。

一部の地域では、地域課題の解決に向けた技術開発のアイデアの検討がなされているところですが、新たな技術の開発や導入は多額の費用がかかるなど、多くの課題もあります。また、道路除雪の省力化、あるいは安全な屋根雪下ろし、あるいは克雪住宅の推進など、様々な分野があり、関係する省庁、団体も多岐にわたってまいります。このため、該当する分野や技術特性に応じて、関係省庁などによる適切な支援などがなされるよう、豪雪法に克雪等に関わる技術の開発、普及に関する配慮規定を追加していただくことが必要ではないかというふうに考えています。

最後になりますが、6点目、幹線道路の除排雪体制の整備であります。一昨年、令和2年12月に発生した関越自動車道の大規模車両滞留ですとか、昨年1月の上越地域での異常降雪による物流機能の低下など、短期集中的な降雪を起因として交通障害が発生すると、これは住民生活に多大な影響を及ぼします。冬期道路交通の確保は、豪雪地帯の住民生活の確保、そして経済活動の維持に不可欠であり、そのためには、除排雪体制の整備などを図る必要があります。このため、短期集中的な降雪時などにおいても幹線道路の交通確保が図られるよう、除排雪体制の整備について、豪雪法に追加していただくことが必要ではないかというふうに考えております。

私からは以上6点です。

【石田分科会長】 ありがとうございます。

冒頭、呉課長からございましたように、多数の委員に御出席賜っておりますし、いつもどおりでしたら、多数御発言をいただいております。議論を円滑にするために、御質問をある程度まとめていただいてから、御意見をまとめて頂戴してから、レスポンス等があればお願いしたいと思います。

本日は、菊田委員、鈴木委員、佐藤委員は途中で退席と承っております、もし御発言をいただけるようございましたら、まず、このお三人の特別委員から御発言をいただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。手挙げ機能を使っていただければありがたいと思います。

では、菊田委員、佐藤委員の順でお願いしたいと思います。

【菊田委員】 ありがとうございます。立憲民主党衆議院議員の菊田真紀子でございます。

今、具体的に御提案をいただきました、花角新潟県知事のお話のとおりでございます、同じ問題意識を共有させていただいております。

我が党におきましても、豪雪対策PTを設置いたしました。私自身も顧問として、役員の一員に就かせていただいておりますが、豪雪地帯対策特別措置法の重要性、これは皆様と同じように認識をさせていただいておりますし、これまで政府としても、いろいろな具体的な取組に御努力をいただいていることに、心から感謝を申し上げたいと思います。さらに、これから新しい時代、令和の時代にふさわしい、よりよい改正案をつくっていかねばならないというふうに思っております。

今、お話がありましたとおり、柔軟な交付金の創設でありましたり、集中的降雪時における、さらなる情報の受発信、こういった面も必要ではないかというふうに思っております。我が党としまして、加速的にこの改正について議論を進めていき、また、他党の皆様とも、ぜひ意見交換をさせていただきながら、よりよいものをつくっていきたく、このように思っております。

今日は途中で中座をすることを大変申し訳なく、おわびをいたしますが、どうぞ今後とも、皆様方とのよりよい制度改正に向けての御協力を心からお願い申し上げまして、発言とさせていただきます。どうもありがとうございます。

【石田分科会長】 ありがとうございます。

では続きまして、佐藤委員、お願いできますでしょうか。

【佐藤委員】 今回から入れていただきました、特別委員の佐藤信秋でございます。

私も長いこと、主としては道路ですが、道路交通の確保などをやってまいりました。まだまだ不十分で、花角知事が今、6項目、大事な改定すべき要件として出していただきました。おっしゃるとおりだと思います。

交付金でいろいろな新しい仕組みをやっていくということはもちろん大事なことで、現状で言うと、有効性がどこまでなんだろうかねという部分もかなり多いかなと思います。先ほどのアンカーでも、あまり知られてはいない。しかし、雪下ろしという問題になれば、アンカーも、安全性からいけば十分に機能するかいと。

そのほかにも、屋根に器具を上げておいて、引っ張って雪を下ろすようなものも、いろいろ工夫がされているようでもありますから、そうしたものが、どういったことが有効かというようなことを、しっかり技術開発的な面からも、国のほうでも推していただくということが今の時期は大事なことだろうなと思っております。

そこで、ある程度、これから新しくやる交付金で新しくやれること、今までの社会資本整備総合交付金等でやってきたこと、そうしたことをある程度、方針なり計画の様な形で

まとめれば、いろいろな既存の措置で、こういうものは助成、応援できますが、新しくやらなくてはいけないもの、そういうものは今度、新規に取り込んでいきたいと思いますという形で、分かりやすく作ってくださいと。市町村、県でもいいんですけど、その様にまとめていただくと、特別措置としてのやり方が大分円滑にいくようになるのかなと、そんなことを実はいろいろ検討しながら、思わせていただいていたところでもあります。

そうしたことに對して、特別交付税も含めて、それから交付金の活用と、いろいろな措置がありますよということをまとめていっていただけるようにするというのが大事なことになると思いますねというふうに思いました。

もう一つは、幹線道路の先ほどの短期集中降雪にも十分対応してくださいよという知事のお話、これは誠にもっともでして、これは餅は餅屋で、十分に道路局でちゃんと対応すべきという話でもあるんですけど、実は特豪の地帯でも、雪がそんなに降らないときもあるんですね。今、新潟の十日町や津南で2メートル近い雪が降っていますけど、毎年、3メートルぐらい降りますけど、新庄市も2メートルぐらい降るのかな、毎年ね。だけど、降らないとき、ほとんど降らないんですよ。50センチとか、あるいはほとんど降らないというときもあって、実は除雪が十分でないというのは、除雪の体制を組んでいても、降らないと空振りになって、これは請け負った業者さんたちの大変な持ち出しになるわけですね。これを何とかしなければいけないというので、長いこと私も、ちゃんとやるよう言ってきました。

今回、平年の7割から7割5分ぐらいは、降らなくても待機体制としてやれるようにしたいというようなことを道路局も言っているようですけども、そうしたことを、そのレベルをきちんと市町村や県の皆さん、国のほうも、このぐらい降るのには我々のチームは対応できるけど、これ以上になったら、ちょっと広域的にやる、あるいは、ここから先はお手上げという状況もあるかもしれませんけど、そうしたことも、広域的な応援体制も含めて、しっかりと国交省のほうでも広域計画をつくっていただくみたいなことも必要なんじゃないかと思いました。

以上2点であります。

【石田分科会長】 ありがとうございます。

鈴木委員もお手を挙げていられると思います。御意見をいただければと思います。よろしく願いをいたします。

【鈴木委員】 発言の機会をありがとうございます。山形県の衆議院議員の鈴木憲和と

いいです。今日はすみません、まさに豪雪地域に帰る途中の新幹線の中から、失礼をさせていただきます。

私は2点、申し上げたいことがあります。1点目は、さっき花角知事からもありました交付金、これがぜひ、各豪雪の集落にちゃんと行き渡るようにしていただくべきと思っています。特に私自身も、結構山の中に住んでおまして、人が減る中で、まだ、地域の共助で助け合おうということが、ぎりぎり保たれているのが今の我が国の農村部の現状だと思っています。そういう中で、その皆さんの活動をちゃんと後押しできるような使い方ができる交付金というのをぜひ今回、より拡充をして、やるべきだろうと思っています。

もう1点は、雪エネルギーをしっかりと活用したほうがいいと思います。雪自体、ハンディキャップであるのはもちろんのことですが、前向きにカーボンニュートラルの世界で、雪エネルギーをきちんと使おうということを、少なくとも豪雪地域で、例えば役場を建て替えるときなんかには、必ず夏場の冷房は雪エネルギーでやっていこうぐらいの、これは国交省というよりは総務省なのかもしれませんが、覚悟を持ってそろそろやっていると、雪国のハンディキャップというのが、私はプラスに変わるんだと思いますので、ぜひこれからも皆様方から御指導いただいて、しっかりやっていきたいと思っています。ありがとうございます。

【石田分科会長】 ありがとうございます。

これからは、どの委員の方も結構でございます。ぜひいろいろな意見を賜りたく存じておりますので。

西田委員、お願いをいたしたいと思います。

【西田委員】 衆議院議員の西田でございます。

先ほどから、縷々お話があったわけでございますけれども、豪雪地帯対策特別措置法の10年間の延長については、本当に皆様方の御意見のあるとおりでございます。近年の雪害の状況を鑑みますと、雪国と呼ばれている地域でもある、私どもは能登半島であり、また、山間部から見ても雪の量が少ないものの、近年の恒常的な積雪によって道路交通網が大変影響を受けて、生活環境や地場産業に大変な影響を受けているところでございます。安全対策や幹線道路網の除排雪の一層の推進を図るために、引き続き、特別措置法の10年の延長は必要不可欠であると思っております。

豪雪地帯については、超高齢化が進んで、除排雪の人手が本当に少なく、人家から幹線道路まで除排雪、そしてまた、公共事業を請け負う事業者も減り、除雪体制の維持も大変

厳しいという状況を伺うところでございますし、また、オペレーター不足ということも慢性化しているところでございます。

近年の度重なる豪雪によって、本当に大きく被害が出ているようでございますし、緊急時における除雪体制も大きく見直しをされたわけでございます。先日からの大雪警報のときにも、早々から対応されて、大きな被害が今は出ていないですけれども、3年前であったり、昨年も、豪雪時には高速道路の除雪の体制が間に合わず、早期の除雪の体制にまだまだ課題があるのではないかと考えているところでございます。昨年の豪雪時には、降り始めの除雪についても間に合わず、降り始めからの徹底した除雪体制の取組の強化が必要であると思っております。

ちょうど昨日も、富山県から石川県の県境付近で、降り注いだ降雪で車両の立ち往生が発生して、交通機関に大きな影響を及ぼしているところでございます。

また、豪雪地帯の空き家が年々増加している中で、老朽化の建物が倒壊の危険性もあり、除排雪の管理のための立入りも、少し状況が難しいところも出てきているところでございますし、周りが高齢化している中で、人員の確保をしていくのが大変急務だと思っております。

豪雪時には、国道や幹線道路の除雪が優先のために、歩道の除雪が後回しになるケースがありますので、安全な歩道の確保のために、小さな除雪車の地域への無償貸出しについては、市町と連携をして行っていますし、近年の各自治体で、豪雪時には除雪費がかさみ、地方財政に大きな負担になっているところでもありますので、しっかりとまた前倒しをして対応していただくことを望むところでございます。

以上で発言を終わりたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

【石田分科会長】 ありがとうございました。

武田委員、御発言いただけますでしょうか。

【武田委員】 ありがとうございます。日本共産党参議院議員の武田良介でございます。

私も長野県の出身でありまして、今朝も長野の自宅を出てきましたけれども、大変な降雪の中でありました。今、皆さんからお話がありましたように、除雪体制をどう取っていくのか、人手不足が大変に深刻な事態になっているというふうに思います。その点を私、現場の実態も踏まえ、1点に絞ってお話をさせていただきたいと思います。

先ほど花角知事からも、豪雪地帯の特別措置法に対して、基本理念をというお話があり

ました。私もこの基本理念、具体化をさらに深めていくということであれば、例えば道路除雪なども、今もちろん、道路は文字としてはあるわけですが、生活道路を含めて、民家周りを含めて、地域の共助の体制で一生懸命除雪するけれども、なかなかこれがやり切れない。この体制を国がどう作っていくのか、国の責任としてどういう方策で除雪体制を取っていくのか、このことについて、豪雪対策の特別措置法の基本理念にも据え、また、基本計画の中でも具体化されていく必要があるだろうと思っています。

今日も国交省のほうから資料の説明がありました、3の1のところ、除排雪体制の整備ということがありました。共助体制の話というのはもちろんあります。命綱アンカーをつけることも、もちろん大事だと思います。そして、県や市町村の取組の紹介もありましたが、そこに対して、今度は国が体制の構築にどう責任を果たしていくのかということ、さらに強化して基本理念を見直していくことが大事ではないかと思っています。

資料の後段のほうには、地域維持型契約方式が必要だということもありました。これももちろん必要だと思います。そうなっていないところがまだたくさんあるという資料もついておりました。こういったことも、結果として、進められる必要は当然あろうかというふうに思いますけれども、基本理念ということであれば、ぜひそこに踏み込んでいただきたいということを申し上げたいと思います。ありがとうございました。

【石田分科会長】 ありがとうございました。

続いて、山尾委員、定池委員の順にお願いしたいと思います。お願いいたします。

【山尾委員】 私も何年か出席させていただいて、毎年充実してきているなど大変ありがたく思っていますが、国と県と市の役割というのは非常に違うなど思っています。基礎自治体は一軒一軒、各家々の除排雪まできめ細かく考えていかななくてはいけないということがありますので、大筋として、国の大きな支援の中で、財政的な裏づけが欲しいと。

先ほど、佐藤信秋先生からありましたけれども、新庄市は昨年、除排雪業者に前払い制度をつくっております。空振りになってもいいということで、10年間の平均の7割のお金を既に11月末までに、除排雪業者に全てお渡しする。これは、全然降らなかった年に、待機料では間に合わないということです。10年間の平均を基準にしていますので、それを超えますと、持ち出しが大変多くなります。普段は4億から5億なのに、昨年は積雪が大変多かったので、11億、12億ぐらいかかりました。財政の裏づけがないと、地域は確保できない。

なぜかといえば、皆さんおっしゃるとおり、少子高齢化で除排雪する家族の担い手も少なくなっている。ここ10年で高齢化が顕著になって、80代の人が大変増えてきていますので、市の豪雪の基準についても20センチずつ下げ、100センチになったらすぐ連絡会議をやるようにしています。それ位降ると排雪も非常に多くなるので、隣の市からダンプが来るぐらいになっています。職員に対しても、こういう除雪に携わる業界の人が残っていただかないと、この街は将来無くなるよということで、そここのところに今、力を入れております。

確かにお金はかかりますが、一番ここにかけないと、高齢になって都会にいる息子さんのところに行く、暖かいところに行くというようなことが進み、また空き家が増えていくということになります。市では、道路の日本一の排雪を目指しており、朝から大変業界の方に働いていただいているんですけども、そうしたことの現実的な支援をよく見ていただいて、新潟知事がおっしゃったような全体的なことは本当に大切だと思うんですが、市の役割というのはそういうきめ細やかなところになります。

それから、大型のブルドーザー、トラックが毎朝毎晩通って日中も排雪しておりますので、道路が傷みます。道路が傷むと夏場はどうなるかという、工業団地できめ細かな半導体的な精密機械を作っている会社から、道路が傷んでいるので、市長、早く道路を舗装してくれというような要望が出ます。今までそこは凍上災だけで対応してきたんですが、雪害対策道路というような整備もしないと、働く場の工業団地から企業が出ていってしまう。こういう場所では続けられない、せめて5年に1回ぐらいは舗装してくれという要望が出てきて、実際に工業団地では2億円ほどかけて、1本しか舗装できなかったんですけども、そういうケアをしていかないと企業も来ない、出ていってしまう、働く場もなくなっていくということになってしまうので、そのような部分についても市町村はきめ細かく対応しなくてははいけませんので、凍上災の考え方を別の形で、雪害対策における除排雪道路復旧整備費補助制度などを創設していただければ大変ありがたいなと思っております。

それから、地域のコミュニティーを共同でと言われますけど、自分の家の除排雪がまず一番なんですね。学校の生徒が協力するというのは、土日など本当の空いた日です。必要になるのは目の前の雪の除雪ですが、その日その日に除排雪のボランティアが行くということはありません。それに対しては、流雪溝の整備とか、今は小型除雪機を個人で買うのにも補助しています。1台5万円で50台予算をつけますと250万ですね。一気に

要望が来ます。でも、これは地域にとって、小型除雪機を買うことによって、隣近所の人までちょっとずつ除排雪してくれるという効果が確かにありますので、そうすると、大型除雪機で置いていった雪の塊も、小型除雪機でお互いに助け合って、隣の家のもっとした部分までやってくれるという作用が働いてきているということは大変ありがたいことです。でも、本当に雪の大きな塊は排雪するしかないんですね。11トントラック、ダンプが毎日何十回も走れば、ほかの道路と全然違うほど道路が傷むということをぜひ御理解いただきたいなど。

そういうところに全てお金が行ってしまうと、社会福祉のほうのお金がなくなってしまう、学校の子供たちの教育に関するお金がなくなってしまうと、すごくバランスが必要なので、除雪にだけ全てをかけていけないということもあるので、ぜひその辺の財政的な措置をお願いできればありがたい。

一方で、前払い制度をすることによって、業界もオペレーターを育てようとしています。大変ありがたいと思います。ここでお金になる、生活ができるということで、呼び戻しが始まるということがありますので、冬の公共事業は除排雪だと、雪国は雪も産業の一つであると考えておりますので、その辺はやはり国と県と市町村の役割分担で進めたい。

最後になりますけれども、除雪のアンカーも、家を建てるときに、最初から付けてくださいとしておかないと、後から付けるというのはなかなか、改造になってしまって難しい。このことは、本市も今後、積極的に取り組んでいきたいのですけれども、家を建てる人が少なくなって、空き家がいっぱいあるのに家を建てるということは少ないわけですね。そこのところもうまくバランスを取らなくてはいけないと思っています。

要望だけですけれども、やはり消雪用流雪溝なんかは地域のコミュニティーにとって、朝、みんなが一緒にスノーダンプで排雪する姿というのは、お互い支え合う。寒いですが口は利かないですけど、目と目で頑張っているねとお互い励まし合いにもなるし、別に言えば、これがあることによって体も元気になるというふうに前向きに捉えてと、市民には言っています。

最後になりますけれども、令和3年度で予算の重点化で15のプログラムの中で、防風雪や豪雪に伴う多数の死傷者の発生への対策が盛り込まれていないという現場からの意見があったので、ぜひ本計画の重点化にその辺も組み入れていただいて、国の役割、県の役割、市町村の役割、それぞれ違うと思いますけれども、市町村も本当に目いっぱい頑張っておりますので、国のそれぞれの地域によってみんな違いますので、ぜひその声を取り上

げていただいて、特に財政的な支援をお願いできればいいなど。よろしく申し上げます。

【石田分科会長】 ありがとうございます。

私が今、把握している限りにおいては、定池委員、木場委員、宮原委員の順でお手を挙げていただいておりますが、山田委員も。

では、すみません、山田委員からお願いできますでしょうか。

【山田委員】 山田です。ふるさとは富山と石川の県境の倶利伽羅峠の麓です。木曾義仲が倶利伽羅合戦をやった倶利伽羅峠のそばに生まれ育ったわけでありまして、そういう面では本当に幼い頃から、雪下ろしで多くのけが人が出たという話は、その雪のたびに承知しています。

私も、そういう面では、幼い頃といっても、中学生の頃から雪下ろしを手伝わされましたね。本当に大変なことだったというふうに思います。

ところで、困難な状況は、今一番何が困難かということ、地元の市の担当部署のところへお聞きしましたが、何といっても切実なことは予算措置ですね。「除雪に伴う予算をどんな形で捻出するかということが一番難しい」とおっしゃっておられました。そういう面では、市の財政当局がいろいろな工夫をしながら苦勞しているんだろというふうにおっしゃっていましたが、では、どんな苦勞をしているんだ、どんな手だてでやっているんだというところまでは、私も聞くわけにはいかなかったし、聞かなかったわけでありませぬ。

ともかく、例えば去年は、当初予算7,000万円しかなかった。しかし、実際に除雪等の対策のために、当初、2億3,000万円使ったと言うんですね。しかし、それはどんな形で捻出しているんだという話をしたのですが、そこまでは私のほうからはどうこうという話でありませぬでしたので、改めて、財政当局がものすごい苦勞をしているのではないかと思います。

その上で、必要な額は、おっしゃっているのは除雪だったのですが、専ら除雪が一番の、市の行政の面では大事なことのようであります。ともかく必要な額の、毎年10%程度しか予算措置ができていないというふうにおっしゃってましたね。

だから、臨時特例措置で不足している交付金を、一体、どんな形で確保できているのかどうかということまでは知らせてもらえなかったのですけれども、ともかく特別の豪雪対策予算を、財政当局が一番苦勞しながらやっているということです、ということぐらいし

か私は聞き出せなかったのですが、雪は降るときと降らないときもありますので、予算の設定の仕方は難しいのかもしれませんが、それはどこかに国として基金をちゃんと持って、余裕を持って、本当に不足している市町村に対してきちんと協議した上で措置するというようなことも含めて、方策があつていいのではないかと。私の素人の考えであるかもしれませんが、安全・安心な交通を守るためにも、先ほどからお話が出ておりますように、地域の産業の動きを壊さないためにも、何としても、新しい対策が、現状の財政の論理や原則とは少し異なるのだと思いますが、この特性を踏まえた上で、乗り越えるような措置を検討できないのかということです。毎年苦勞されている雪国の市町村自治体の皆さんからとってみると、本当に大事なことだと思いました。

どうぞ、しっかり検討しようじゃないですか。よろしくをお願いします。

【石田分科会長】 ありがとうございます。

多数お手を挙げていただいております、しばらくお待ちすることになろうかと思えますけれども、定池委員、お願いできますでしょうか。

【定池委員】 発言の機会をありがとうございます。今回から特別委員を拝命した、東北大学の定池と申します。よろしく願いいたします。

今回の論点、委員の皆様の御発言、もっともだなど思いながら拝聴してはいたのですが、私からは大きく3つ、申し上げたいと思います。

まず、共助のサポートということについてですが、3年前の北海道胆振東部地震の被災地、厚真町でこんな話がありました。仮設住宅があつたときに、町が団地内の除雪を業者に委託しようとしたら、団地の方々が、新しい除雪の場所を増やすと町全体の除雪に響くから、いいですよ。私たちがガソリン代を出し合つて農家さんのトラクターで除雪してもらうので、大雪が降ったときだけ町にお願いしますという話がありました。多分、皆さんが今まで議論されていたような、美しい共助の姿の一つだと思います。そういった助け合いに、自治体の事情に応じてガソリン代などの補助を出せる仕組みというのがあるといいなということを、今までの取組などを踏まえて、改めて実感しているところです。

次は個人的なエピソードになるのですが、私の家族が雪道で転倒してけがをしてしまったので、実家の雪かき要員として北海道に帰っておりました。雪はねをしていると近所の方が出てきて、ご家族はどうしたの、この大雪大変だねといった話をする中で、雪かきが近所のコミュニケーションや安否確認などの意味を持つことを実感しました。加えて、敷地内の雪の処理にはそれぞれの地域、それぞれの御事情があることに改めて気づきまし

た。例えば私の実家や近隣では、近くに雪捨場があるときはそこに雪を持って行ってしまった。その場所が使えなくなると、敷地内に融雪溝を設置して、そこに雪を入れて、お湯で雪を解かすようになりました。各世帯で雪を外に出さないために、毎冬水道代や灯油代の負担が生じているわけです。

自分たちで雪を処理することは自助であるけれども、自分たちの敷地から外に雪を出さないという意味では、緩やかな共助を担っていると読み取ることもできます。そういった人たちが高齢になっても雪を処理し続けられるためには、灯油代などの支援が必要になるかもしれません。先ほどの話とつながりますが、地域の事情に応じて何らかの手当てができるような、自治体への財政的なサポートがあるといいのかなと考えた次第です。

あとは災害に関することとして、どこの項目に係るかということは御判断をお委ねしたいのですが、先日、日本海溝・千島海溝の津波に関する被害想定が公表されました。今後、津波避難をどうするかという議論になろうかと思えます。豪雪地域の津波避難地域では、たとえば避難タワーでは寒さや雪の部分で現実的ではありません。そういったときに、豪雪地域で津波対策を考えるときに、新たなサポートができないのかというようなことも、今後の検討材料に入れていただきたいなということを考えた次第です。

初めての参加なので、的を射ていないこともあったかもしれませんが、以上とさせていただきます。ありがとうございました。

【石田分科会長】 ありがとうございました。

それでは、今、お待ちの委員が、木場委員、宮原委員、福原委員、南委員の4人おられました、この順に御発言いただければと思います。

木場委員からお願いいたします。

【木場委員】 木場でございます。御説明を様々ありがとうございました。

私からは、3点ほど申し上げたいと存じます。

まず1つ目が、豪雪地帯対策特別措置法についてですが、延長に関しては全く異論はございません。賛成でございます。

ただ1点、先ほど花角知事からもあったのですが、もちろん、基本理念自体もきちんと見直す必要があるというのも賛成でございます。もう一つ私からは、この法律が60年前につくられておりますので、もしかしたら今の現状に合わないことも出てきているかもしれないというところを、少し精査というか、見直してみたらどうかということ、大分前ですが、事前の御説明を受けたときに話しました。

例えば、例で言いますと、15条のお子さんの義務教育の寄宿舎で、私自身はあまりなじみがないのですが、現状も小・中学校で、義務教育学校で寄宿舎というものが存在していらっしやるようでしたらいいのですが、その辺りも一度、文科省等々に問合せをして、現状はどういう状況かというようなところも見直してみても、60年前というところで、いろいろと精査してはどうかということその際に申し上げた次第です。

2点目でございます。私自身は、実は委員の皆さんの中で、雪国とは関係が浅い委員で大変恐縮でございますけれども、今回の説明の中で、デジタルとの関わりが少なかったかなど。今、国土審議会計画部会等も活発に議論しておりますけれども、果たしてこの先、デジタルでどこまで、何ができるのかというのが非常に大きな、重要な論点になっております。デジタルを活用して、例えば大雪のときの避難情報の提供ですとか、除雪もどのようにするか、AIを使ったりとか様々な方法があるのか、その辺りをどこまでできるかを見極めるということも今後、重要かと思えます。

1つだけ例を挙げますけれども、たまたま今日、ここに来る前に、NTTデータさんと少しセッションがございまして、その会社は今、山形県酒田市で実証実験をやっているのですが、大雨等の災害のときに、ITに弱い高齢者の方々をどう避難させるかというところで、まず、その方々の携帯から位置情報を把握して、今どちらにいるかということの把握の上で、どのタイミングでどこに行ったらいいかというところの指示も個別に分かりやすく出す、こういうことを今、トライしていると。さらに、心配をしている御家族に向けても、今後は、避難しましたよというようなことも伝えられるように、発展していきたいということを聞きました。ですので、今後、デジタルでどこまでできるかということも豪雪地帯においては重要なことと思っております。

3点目でございます。直近の話題でございますけれども、実は昨日の夜、テレビを見ていましたら、顕著な大雪に関する気象情報が発表されましたと、ピコピコピコと出たのですが、もしかしたら委員の皆さんはお詳しいのかもしれませんが、私どもは、これはどういうタイミングで、どこがどのぐらいの雪が降ったら出すのかということが、なじみが全くございません。少し調べたところ、大雪特別警報とは違うと。これは50年に1回ぐらいしか出ないそうですが、どちらかというところ、記録的短時間大雨情報の雪版に近いというようなことで、昨日に関しましては、3時間で20センチの雪が降ったということに対して出して、この先も非常に危険なことが予測されると。

こういったことは、私のような雪国から遠い者にとっては、どのぐらいの大変なことが

起きて、どういう災害が懸念されるかということが読めない情報でございまして、こういったことも、やはり雪国の皆さんに思いをはせるとかそういう部分で、少し丁寧に、国交省さんの方から気象庁さんをお願いしていただけますと、雪国の皆さんの大変さを慮ることができるかなという気がいたしました。

以上でございます。3点、ありがとうございました。

【石田分科会長】 ありがとうございました。

続きまして、宮原委員、お願いできますでしょうか。

【宮原委員】 私は、宮城学院女子大学の宮原と申します。大学は仙台にあります。現在、家族と一緒に、特別豪雪地帯の山形県高畠町の農村に住んでおります。

今日、縷々御説明をいただきまして、それから、委員の皆さんからも御意見をいただいた中で、3点ほど、私も意見をお伝えしたいと思います。

1つは、これまでの10年で、共助という形で、集落の除排雪等も本当に熱心に取り組まれてきましたし、それに対する措置もたくさん行われてきていることは理解しています。しかしながら、相変わらず人の手で雪を排雪していくということからずっと離れられない。自分自身もそうですが、家に帰るとスコップとスノーダンプを持って、雪かきをしています。これが現実ですが、これからの10年、また新しい特措法の中で、当たり前になっている部分の改革、新しい技術をもっともっと試していかないと、雪国で暮らし続けたいという人たちがどんどんいなくなると思います。

現在、豪雪地帯においても、よそからの人に移住してもらおうという移住定住促進のような働きかけもあります。自治体では、どちらかというとグリーンシーズン、雪のないシーズンを強力にアピールしているので、移住に興味がある方たちには、なかなか雪がある現実を理解してもらう機会が少ないと感じます。実際に雪国の暮らしでは除雪の道具をとっても多額の費用がかかることや、地域コミュニティとの関係もしっかりしていかなければいけない部分では、かなり大変だということです。

学生や企業のボランティアさんは、除雪活動などがよくテレビでも紹介されて、素晴らしいと思います。しかし、持続可能な除排雪のシステムを構築するという観点からいうと、もう少し新しい技術を開発するということにも注力をしていく、これからの10年であってほしいと思います。先ほど木場委員もおっしゃっていましたが、デジタルを使う、またはドローンを使うとか、どんな人でも簡単に安易に除排雪ができるようなことを目標として、技術開発をしてほしいと考えています。

現代は、不利な場所だからこそ、イノベーションが必要だと思うのですが、地域社会が求める除排雪の技術などは、はなかなか産業として成立するのが難しく、または、お金にならないというところで、普及に向けた研究開発もよく進んでいないようにも思います。

2点目は、幹線道路、それから高速道路での車両の大規模滞留の問題です。これも年々増えております。滞留がいったん発生した場合、特に国道に関しては、沿道の既存の機関や企業、団体の協力が大変重要だと思います。例えば、沿道の既存の組織・団体を補助的なステーションとして位置づけるのはいかがでしょうか。協力金等を給付して、通常時期に、組織・団体の敷地内に除排雪機械などの設備を設置させてもらう。また、緊急用の水や食料を備蓄してもらい、滞留時にドライバーに物資を配布してもらうなど、無雪期から沿道との関係を強化しながら、いざとなったときにスムーズな対応ができるような仕組みづくりも必要ではないかと思いました。

3点目ですけれども、これは、豪雪地帯の電気のインフラについてです。昨年1月、特に秋田県での豪雪で大停電が起きました。一般に豪雪地帯の対策というのは、道路や家屋の除排雪が主体だと思いますが、一方で、電気が豪雪地帯に住む方たちの命を守るために、大変重要なインフラであるということに気づきました。

電力供給は企業が扱っていることではありますが、今後、豪雪のたびに広域に停電が起きてくると、人々が電気の復旧を長時間寒い中で待つことが多くなると思われます。秋田の例ですと、停電迅速に復旧しましたが、その間に電気給湯機器やヒーターなどが故障してしまい、修理を求めても、メーカー側ではコロナ禍の影響で代替品の不足が発生し、技術者もすぐに地域に入ることができなかったということがありました。

今後、豪雪等で起きる被害というのは、単純でなくて非常に多様化してくるのではないかと思います。人々の生活も複雑になっていますので、電気も含めて、豪雪地帯に関わる事業者や関係者と、豪雪に対する対応を考えていく、そういったことがこれからの10年に非常に重要なことではないかと思います。

以上です。

【石田分科会長】 ありがとうございました。

5時まででございまして、お待ちいただいております3人の委員、福原委員、南委員、月舘委員には誠に申し訳ないんですけれども、なるべく短めに御発言いただければありがたいと思いますので、福原委員からお願いいたします。

【福原委員】 特別委員の福原です。私のほうからも、3点ほどお話しさせていただき

たいと思います。

まず1つは、宮原委員も先ほど言われていたんですけども、研究開発のことです。今後、豪雪の問題は、例えば10年のタームで考えるというときに、やはり短期的な戦略と中長期的な戦略というのが出てくるかと思います。その中で、恐らくは、研究開発というのは中長期的なところになるかと思います。

その中で、私として上げたいのは、1つは予測技術開発ということですが、この中でも、主なものは3つありまして、近年の気象変化に基づきまして、吹雪視程障害、ホワイトアウト、これの予測ということが1つ、あとは、交通渋滞を招きますスタックの発生、これのメカニズムがどうなっているのか、発生条件、それから、3番目としましては、雪の降り方、これは非常に難しいですけども、降雪の面的な予測、これがやはり全ての対策の基本中の基本になるかと思います。ですから、こういったような面に関しまして、研究開発にいろいろ御支援をしていただくということが、長期的な視野からは重要であろうというふうに考えます。

それから、2番目であります。いろいろあるわけですが、克雪住宅の新技术の開発ということになるかと思います。これも非常に理由は簡単でして、雪による事故、死傷者の七、八割というのが屋根雪処理に絡むところでありまして、したがって、方法は、人力によらず落雪させる屋根構造といったようなものに、特に後づけが可能な形での技術開発、もう一つは、いつ雪が落ちるのかということがある程度分かるような技術開発、今年も屋根からの落雪で亡くなられた方もいらっしゃいました。非常に痛ましいわけです。それに省エネを加えるという形、これにつきましては、やはり産官学の協働ということが重要であります。今までは、こういった産官学の協力体制というところに、もう少しメスを入れた形で、力強くやっていくということが重要かと思えます。

3番目でありまして、除雪の高度化であります。これは、先ほど木場委員も言われていましたけれども、現状を考えた場合に、人手不足ということで省力化、IT、AIを使うということ、これはここでも上げられています。これによって、除雪に対するスピードアップとイメージアップを図っていくということ、これが今後の雪氷調査研究、それから、気象予測におきまして、重要なことであろうというふうに思えます。

2番目でありまして、集中降雪時の道路交通の確保であります。これはタイムラインといたしまししょうか、行動指針の改定もなされたということでありまして、やはり今から問題になりますのは、言葉がいいかどうか分からないですけど、ちゅうちょない通行止

めということではありますが、問題は通行止めのトリガーであります。いつ、どこで通行止めを決定するのか。これに対しましては、私も何回も言うておりますが、科学的なバックグラウンドをもつために、研究開発を進めていく必要があるのではないのかなと。

それから、1つ、いい点といい点でしょうか、ここでも取り上げておられましたけど、問題となります大型車両対策であります。これは、最終的には国交省から荷主さんへの周知連絡体制というものが上げられておりました。これはこれでよろしいんですが、いわゆる運送業関係、輸送業関係からも、彼らもかなりの交通情報を持っておりますので、そういった情報を入手しながら、面的な交通情報をできるだけ入手する。これがひいては広域的な迂回路決定の入力データになり得る可能性があるというふうに思います。すなわち、いつ、どのようにして迂回路の呼びかけをするのかということですね。いわゆる予防的な通行止め、これに関しまして、従来の経験的なものに、科学的なものを加えて決定をしていくというプロセスをつくる必要がある。

これに関しましては、一番最初にも言いましたように、降雪予測の精度アップということが重要になる。これに関しては、木場委員も言われていたんですが、段階的な雪情報というものが恐らく出てきます。これに対する段階的な雪対策が、その対応をある程度分かりやすく周知していくということ、これが重要なこと、これを木場委員もおっしゃられていましたが、私もそう思います。

最後であります。鈴木委員もおっしゃっていたんですけども、雪のポジティブな面を考えようということで、雪冷熱エネルギーの活用です。資料2のスノーリゾート形成促進事業というものが上げられておりましたけれども、昨年度も言いましたが、これに対して、雪冷熱エネルギーの利用を抱き合わせで考えていく必要があるというふうに思います。

雪冷熱利用に関しましては、雪利用、雪室による商品開発ということが出てまいります。これは地域文化の再生にもつながる重要な問題です。こういったものが飲食店とか宿泊地に導入されて消費されるということが重要でして、ここでは産地生産基盤のパワーアップというふうに出ておりましたけれども、私はそれに、地産地消のパワーアップへの展開という形でつくって、そして消費するという、そのためには、先ほど言いましたけど、スノーリゾート形成促進というふうなことが重要だろうと思います。その場合に、構成メンバー、チームとしましては、生産部門と消費部門でつくられる共同チームが重要だと。生産部分に関しては農業、林業、それから、お酒なんか私、個人的に好きですので、

そういったようなものと、それから、消費部門ではレストラン、ホテル、いろいろなリゾート施設、こういったものが共同チームとなって、協力、サポートがあつて、それで雪国地域へ人をたくさん呼び込もうと、こういうふうな構想になるかと思います。

以上3点、ちょっと長くなりましたけれども、ありがとうございました。

【石田分科会長】 ありがとうございました。

では続いて、南委員、お願いします。

【南委員】 南です。私のほうから手短かに3つほど申し上げます。

特例措置の延長の件、もちろんこれは進めるべきかと思います。14条の道路の途絶に対する対応を高めるという意味で、効果的なことであると思います。その理念とともに、実際にどのぐらいの箇所があつて、それを進めることでどのぐらいの効果があるかということも、やはり示していったらいいのではないかと思います。

最近、復興支援道路として、沿岸への道路トンネルができて、峠部においてホワイトアウト等のリスクを回避できてるように思います。そういうことの効果というのは、国道を造るとき等にどこまで評価できているのでしょうか。時間短縮程度で表現されてしまうところが多いのではないかと思います。雪国における道路の確保、あるいはトンネル等の持つ効果について、より正確に整備効果を測れるような手だてがないかということは申し上げたいと思います。

そして、15条のほうですけれども、公立学校ということですが、高校とか大学、あるいはその他の公立施設も意識してほしいというのは当然出てくる要望かと思います。小学校、中学校はもちろんですけれども、雪国におけるの公共施設へのアクセス性の確保というのは、この延長としてぜひ考えていただきたいと思います。

また、鈴木委員がおっしゃられましたけれども、交付金の件ですが、緊急対策交付金ちゃんと行き渡るように、自治体対象となっていますけれども、自治会レベル、あるいは自主防、ボランティア団体、そんなところに直接行き渡るような仕組みを整備していただきたいと思います。

これほどまでに緻密に除排雪に対する取組を進めているんですが、成果がいま一つだということが繰り返されていますけれども、これはきめ細やかに続けるしかないと思われますので、その辺りをお願いしたいと思います。

もう1点は、やはり技術開発なんですが、ここ数日、大雪が降りますと交通はストップしますし、今進む技術革新を大胆に活用していただきたい。PLATEAUのような大規模なプ

プロジェクトも国のほうで動かしておりますし、自動運転技術等も導入することを、積極的に雪国において進めてほしいというふうに思います。

以上です。ありがとうございます。

【石田分科会長】 ありがとうございます。

お待たせいたしました。最後になりますけれども、月舘委員、お願いいたします。

【月舘委員】 月舘です。

この10年、4つの課題を設定して雪対策を進めてきましたけれども、特に空き家対策と予防的な交通規制というのは非常に大きい成果があったと思います。それらをさらに10年続けるということは、これまでやってきた成果を評価されたということで、委員として非常にうれしく思っています。

建築専門の委員なので、建築のことについて、3点ほど提案したいと思います。

まず、40年ほど前、当時は国土庁だったと思いますけれども、雪国の都市像とかそういう報告書をまとめたことがあったんですが、その後、雪国の都市像、あるいは成果みたいなものを集大成したことはないんですね。ですから、この40年近い、民間の方々も含めた研究成果を集大成して、どこの分野にどういう研究成果があって、それがどういうふうに今後、雪対策に生かしていけるのかという基礎的な研究成果をまとめる必要があるのではないかと思います。これは最初の新潟知事の、理念をとということとつながるかと思えます。

2番目は克雪住宅です。克雪住宅は、長岡ニュータウンを作って以来、使われている言葉なんですけれども、モデルとして語られている高床とか融雪、あるいは耐雪型というのは、その当時から変わっていないんですね。ですから、新しい技術開発も民間で盛んに行われているわけです。今日の資料2の最後にも、雪割り板を使って落雪させるという新しい方式が紹介されています。ですから、この40年近い民間の研究成果を集大成して、それを雪対策として推進できるようなものを、積極的に推し進めていくような施策を考えたいかなと思います。

その背景にあるのは、建築基準法は宮城沖地震の後、新耐震ということで非常に丈夫になりました。それから、阪神・淡路大震災の後、さらに強化されました。さらに東日本大震災、それから熊本地震の後、さらに構造的な強化、それから、火災対策というのが強化されて、今の状態ですと、普通に1メートルぐらい積もっても、まず壊れるということはないんですね。ということを考えますと、雪下ろしということを前提にして対策をす

るということよりは、雪下ろしをしなくていい住まいなのかどうかということ判断するような情報を提供したらいいのではないか。そういうことを踏まえながら、新しい雪国の住宅像を提供する必要があるかと思います。

例えば高床住宅を、建てたときは40前後で若かったけど、30年、40年たって、もう階段を上り下りしたくないという方々は、高床住宅をやめて平屋に変えているんですね。そのようなことを踏まえていきますと、モデル住宅として、単純に高床住宅とかを紹介するというのではなくて、高齢化時代に即した新しい雪国の住まい像を提供する必要があるかと思います。ここについては、建築関係で民間研究者も含めて、いろいろ御協力できるかと思います。

それから最後、3点目は、成熟社会になって、文化財、それから歴史的建造物、これらを大切にしていくためには、これまで雪が多かった北海道とか北日本だけではなくて、関東や北陸、さらには関西の文化財が多い地域において、雪対策をどうしていくのかというのを考える必要があると思います。大抵の場合は、文化財の雪対策を担っている方々は、やはり高齢者です。そういうことを考えていきますと、高齢者住宅の補助金ということと同じように、文化財の雪対策に対しても、幾らかでも援助をする体制ができればと思います。ちなみに青森県は、10万円ほどですけれども、雪対策費を援助しています。

以上です。

【石田分科会長】 多数の非常に重要な観点、あるいは新しいアイデアもいただきまして、ありがとうございます。今後の豪雪地帯対策について、関係省庁で今後の施策検討に役立てていただければと思いますので、事務局におかれましては、よろしく願いをいたします。

本日、分科会として、意見具申をする必要がございます。その主な内容ですけれども、皆様方の御意見を賜りまして、まず第1番目に、今年度末で期限が切れる第14条、第15条の期限の延長については、どなたも、非常に大事であるというふうな御意見が多かったので、そのようにさせていただきたいと思います。

次に、豪雪地帯対策について、近年の豪雪地帯の状況の変化、いろいろな自然条件から人口条件、いろいろございますけれども、状況の変化を踏まえた今後の方向性をしっかりと示すために、豪雪地帯対策の基本理念について、明確化する必要があるというふうに思います。それも意見にさせていただきたいと思います。

個別の項目で申し上げますと、近年増加をしている除排雪時の死傷事故ですが、10年

で700人を超える方が亡くなられているという、非常に痛ましい状況でございます。それを防止するために、交付金などの活用の在り方、あるいはその効果の計測、除排雪時の安全確保対策、短期間の集中的な降雪時の幹線道路の交通確保対策を一層推進することが、本日も確認されたというふうに考えております。

これらについて、本分科会として意見を申し出たいというふうに思います。事務局で意見書の案を準備いただいているようでございますので、配付し、説明を願います。

ウェブ参加の方におかれましては、画面共有にて御確認ください。よろしく申し上げます。

【呉地方振興課長】 事務局でございます。今、画面共有しておりますが、見えたでしょうか。

まず、私から御説明申し上げます。

令和4年1月14日、国土審議会第14回豪雪地帯対策分科会決定（案）。

豪雪地帯の現状に鑑み、豪雪地帯対策特別措置法第5条第2項に基づき、国土交通大臣、総務大臣、農林水産大臣及び関係行政機関の長に対し、下記のとおり意見を申し出る。

記。

1. 豪雪地帯対策特別措置法第14条及び第15条の有効期限を10年間延長すること。

2. 豪雪地帯対策の基本理念を明確化すること。

3. 近年の雪害の状況を踏まえ、豪雪地帯対策特別措置法の趣旨にのっとり施策の着実な実施を図ること。特に、除排雪時の安全確保対策及び短期間の集中的な降雪時の幹線道路の交通確保対策について、一層の推進を図ること。

意見は以上でございますが、その理由として、その下に、①では、第14条、15条の特例措置の期限の10年延長につきまして、産業等の基礎条件や生活環境の整備・改善がなお必要な状況にあること、②では、豪雪対策の基本理念の明確化については、対策の方向性を明確化し、国民の理解を得ながら、対策を体系的に進めるべきであること、③では、除排雪時の安全確保対策及び短期間の集中的な降雪時の幹線道路の交通確保対策の推進につきまして、地域の克雪力が低下し、除排雪時の死傷事故が多発していること、また、近年の短期間の集中的な降雪により、幹線道路において大規模な車両滞留が発生していることを記載しております。

説明は以上でございます。

【石田分科会長】 ただいま、内容について御説明いただきましたけれども、内容についての質疑に入ります前に、今後どのような手続で進められることになるのか、これについても、事務局から御説明をお願いいたします。

【呉地方振興課長】 事務局でございます。

国土審議会としまして、関係する大臣に意見を申し出るための今後の手続について、説明をいたします。

本日、議決をいただきました場合には、分科会の議決ということになります。この分科会の議決につきましては、国土審議会運営規則第7条第2項で、分科会の議決は、国土審議会会長の同意を得て、審議会の議決とする旨の規定となっております。

したがって、本日の分科会後に、分科会長名で会長宛て、御報告かたがた同意をいただく手続を進めまして、さらにその後、国土審議会会長名で関係する大臣へ意見を申し出る、このような手続になります。

以上です。

【石田分科会長】 ありがとうございます。

この意見案について御質問、御意見があれば、お願いしたいと思いますけれども、その前に、この意見案は事前に事務局と準備していたものでありますけれども、今日も多数の委員が言及されましたように、花角委員から非常に体系的な意見をいただきまして、特に、3の除排雪時の安全確保対策に関しては、交付金の活用、アンカーや安全装備の普及、技術開発の促進についても御意見がございました。

事前の案について、おおむね委員の皆様方の意見を反映したものであろうかと思っておりますけれども、それに加えて、交付金の活用、アンカーや安全装備の普及、技術開発の促進についても、意見案に追加する修正をしてみたいと思っておりますが、いかがでしょうか。あるいは、そのほかに、これはぜひ追加すべきであるということがございましたら、時間は限られておりますけれども、御意見をぜひ頂戴できればと思います。よろしく願いをいたします。

武田委員、手を挙げていただいております。よろしく願いいたします。

【武田委員】 時間のないところ、すみません。

先ほどの私の発言を改めてさせていただきたいということなのですが、
、
幹線道路ということはもちろん、一貫して見えてくるわけですが、生活道路、もちろん交

付金の中で、自治会などにも届くようにというお話はありましたけれども、基本理念というのであれば、幹線道路だけではなく生活道路、あるいは住宅周辺をどのようにできるのか、ここまで踏み込んだ理念ということが今、現場に求められている、豪雪地帯に生活されている皆さんに求められていると思いますので、重ねて意見を申し上げたいと思います。

【石田分科会長】 ありがとうございます。

福原委員も手を挙げていただいておりますので、お願いいたします。

【福原委員】 福原です。

先に言われてしまいましたけれども、まさにそのとおりでありまして、幹線道路、生活道路の交通の確保を図ることが重要かと思います。

以上です。

【石田分科会長】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

どうぞ、山田委員、お願いいたします。

【山田委員】 若干先ほども申し上げさせていただきましたが、地方自治体に聞きますと、地方自治体は除雪の経費に大変悩んでいるわけでありまして、どうぞしっかり、どんな方法で、どんな工夫があるのかということ、自治体財政の在り方ないしはルールも含めまして、豪雪解消という立場からしても、方法があるかどうかというのを分析、検討いただけたらありがたいと、こんなふうに思います。

【石田分科会長】 ありがとうございます。いかがでしょうか。

申し訳ありません、時間不足を理由にするというのは答えにはならないんですけれども、時間がございませんので、今日、たくさんいただいた御意見につきましては、先ほど私が申しあげました修正も踏まえまして、分科会として取りまとめてまいりたいと思いますので、その取りまとめの在り方については、分科会長の私に御一任いただければありがたいと思いますが、いかがでしょうか。その上で、私から会長の同意をいただいて、関係大臣に提出していただくよう手続を進めてまいりたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【石田分科会長】 ありがとうございます。賛成という声をいただきましたので、そのようにさせていただきたいと思います。本当にたくさん御意見をいただきまして、熱心に議論をいただきまして、ありがとうございます。

予定しておりました議事については以上でございます。本日の議事はこれで終了させて

いただきたいと思います。ありがとうございました。

それでは、事務局から、以降についてはお願いをいたします。

【呉地方振興課長】 事務局でございます。

石田分科会長におかれましては、長時間にわたる議事進行、誠にありがとうございました。

本日の資料につきましては、既に国交省のホームページに公表しております。

それでは最後に、青柳国土政策局長より、一言御挨拶を申し上げます。お願いします。

【青柳国土政策局長】 国土政策局長の青柳でございます。

お時間もございませんので、とにかく御礼と、これから頑張りますということをお願いさせていただきますけれども、委員の皆様方、大変お忙しい中、御出席をいただき、また、多々貴重な御意見を賜りまして、ありがとうございました。

分科会長からもお話がありましたように、これから手続を進めさせていただきますけれども、いただいた御意見につきましては、国土交通省のみならず関係各省でしっかりと取り組ませていただきたいと思いますので、今後とも委員の皆様方には御支援、御指導のほど、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。

【呉地方振興課長】 これをもちまして、第14回豪雪地帯対策分科会を終了いたします。

本日は大変長時間にわたる御審議、誠にありがとうございました。

— 了 —